

社会保険料はどうやって決まる？

皆様のお給料から引かれている社会保険料ですが、社会保険料は月々の給料に応じて金額が決まります。

具体的に言いますと、「標準報酬月額」に保険料率を乗じて社会保険料が決まりますが、この標準報酬月額は給料の額によって等級が決まっています。

例えば、

給料が 25 万円なら

標準報酬月額は 26 万円

給料が 39 万円なら

標準報酬月額は 38 万円

というようになっています。

定時決定

標準報酬月額は入社時にまず金額が決まりますが、その後基本的には毎年 1 回見直しが行われます。見直しの時期は毎年 7 月で、4・5・6 月の 3 ヶ月間の平均給与を基に標準報酬月額を再計算し、9 月分から社会保険料の金額が変更になります。従って例えば、たまたま 4・5・6 月に残業代が多く給料が多かった場合は標準報酬月額も高くなり、その後 1 年間の社会保険料も高額になることになります。

この毎年 1 回の見直しは定時決定と呼ばれており、「算定基礎届」という書類の提出により行われます。

随時改定

一方、定時決定以外の標準報酬月額の見直しとして、随時改定があります。随時改定とは、給料の変動があった際にその都度標準報酬月額の見直しを行うことですが、具体的に随時改定の対象となる給料の変動とは下記の要件を満たすものをいいます。

固定的賃金の変動したこと

変動後 3 ヶ月間の給料で算定した標準報酬月額が従来より 2 等級以上変動したこと

変動後 3 ヶ月間の各月の給与支払基礎日数が 17 日以上あること

上記の全ての要件を満たした場合、給料の変動後 4 ヶ月目に標準報酬月額の見直しが行われます。従って例えば、基本給(固定的賃金)ではなく残業代の増減により給料が変動した場合や、標準報酬月額が 1 等級しか変動していない場合などは随時改定の必要はありません。

この随時改定は、「月額変更届」という書類の提出により行われます。

定時決定や随時改定による標準報酬月額の見直しのほか、法改正による保険料率の変更により社会保険料が変わることもあります。